

申請等手続きとサービスコード関係について

藤沢市訪問型サービス (第1号訪問事業)

〈介護予防訪問型サービス〉

	指定申請・届出	報酬関係		
		サービスコード	地域単価	
			市内事業所	市外事業所
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし指定）	要届出	A2-1 A2-2	藤沢市の単価 10.84円	藤沢市の単価 10.84円
平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	要指定申請			
平成28年9月30日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者で、訪問型サービスAについて事業参入する事業者	要指定申請	A3	10.00円	

○指定申請・変更届

介護予防訪問介護の指定を受けた日・運営するサービスの種類・事業所の所在地により、申請・届出の種類や使用するサービスコードが異なるので注意が必要。

○サービスコード・地域単価（請求時に使用）

藤沢市訪問型サービスにおけるサービスコードはA2とA3を利用する。介護予防訪問型サービスの地域単価は市内・市外事業者ともに藤沢市の単価を用いる。訪問型サービスAの単価は10.00円を用いる。

※各種申請・届出の詳細、サービスコード表等については、藤沢市HPに随時掲載していく予定。

国民健康保険団体連合会への請求(サービスコード)について①

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

II-資料3

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A2			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定	
4	A4						定額			

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

国保連への請求(サービスコード)について②

サービス種別	サービスコード
介護予防訪問型サービス (現行の訪問介護相当) (みなし指定、平成27年4月1日以降)	A2-1 A2-2
訪問型サービスA (緩和された基準によるサービス)	A3

国保連への請求(サービスコード)について③

介護予防訪問型サービス (A2-1・A2-2)

みなし指定事業者・H27.4.1~H28.9.30指定事業者共通コード

・身体介護+生活援助 → **A2-1111**~ ...**A2-1**

・生活援助のみ → **A2-1121**~ ...**A2-2**

※加算・減算は、介護予防訪問介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、**10.84円**

(藤沢市内の事業所、藤沢市以外の事業所も共通の地域単価)

サービスコード		サービス内容略称	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A2	1111	訪問型独自サービスI	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスI・初任	818	
A2	1114	訪問型独自サービスI・同一	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスI・初任・同一	736	
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスI日割・初任	27	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

国保連への請求(サービスコード)について④

訪問型サービスA(緩和した基準)(A3)

- ・30分未満、30~60分未満のそれぞれの利用組み合わせごとにサービスコードを設定
- ・同じ組み合わせでも、1割負担・2割負担でサービスコードが異なる

※加算は、初回加算のみ設ける。減算の設定は無し。

※地域単価は10.00円

※藤沢市以外の被保険者への当該サービス提供は想定していない。

※藤沢市外の事業所が当該(緩和した基準)サービスを提供することは想定していない。

訪問型サービスA		サービス内容略称	給付率	合成単位数	算定単位
サービスコード	項目				
種類	項目				
:	:	:	:	:	
A3	1027	訪問型サービスA(60分未満4回)	90%	800	1月につき ※1単位=10.00円
A3	1028	訪問型サービスA(60分未満4回)	80%	800	
A3	1031	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	90%	330	
A3	1032	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	80%	330	
A3	1033	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	90%	530	
A3	1034	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	80%	530	
A3	1035	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	90%	730	
A3	1036	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	80%	730	
A3	1037	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	90%	460	
A3	1038	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	80%	460	
A3	1039	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	90%	660	
A3	1040	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	80%	660	
:	:	:			
A3	1151	訪問型サービスA(初回加算)	90%	200	
A3	1152	訪問型サービスA(初回加算)	80%	200	

国保連への請求(サービスコード)について⑤

訪問型サービスA(緩和した基準)(A3) 請求時の注意点

●事業対象者Aさんが、「30分未満**2回**・60分未満**2回**」を利用した場合

- ・利用者負担割合**1割(給付率90%)**
- ・訪問型サービスAの利用上限(1月の**目安**)

(**事業対象者**・要支援1=**800単位**、要支援2=1,600単位)

○正しい請求・・・A3-1039(30分未満2回・60分未満2回) **660単位×1回**

×誤った請求・・・A3-1031(30分未満1回・60分未満1回) **330単位×2回**

※【**注意点**】A3サービスコードは、複数のコードを組み合わせることは**いけない**。

訪問型サービスA		サービス内容略称	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目				
：	：	：	：	：	
A3	1027	訪問型サービスA(60分未満4回)	90%	800	1月につき ※1単位=10.00円
A3	1028	訪問型サービスA(60分未満4回)	80%	800	
A3	1031	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	90%	330	
A3	1032	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	80%	330	
A3	1033	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	90%	530	
A3	1034	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	80%	530	
A3	1035	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	90%	730	
A3	1036	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	80%	730	
A3	1037	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	90%	460	
A3	1038	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	80%	460	
A3	1039	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	90%	660	
A3	1040	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	80%	660	
：	：	：			
A3	1151	訪問型サービスA(初回加算)	90%	200	
A3	1152	訪問型サービスA(初回加算)	80%	200	

申請等手続きとサービスコード関係について

藤沢市通所型サービス (第1号通所事業)

〈介護予防通所型サービス〉

	指定申請・届出	報酬関係		
		サービスコード	地域単価	
			市内事業所	市外事業所
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし指定)	不要	A5	藤沢市の単価	所在市町村の単価
平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に介護予防通所介護の指定を受けた事業者	要指定申請	A6	藤沢市の単価	藤沢市の単価

○指定申請・変更届

介護予防通所介護の指定を受けた日・事業所の所在地により、**申請・届出の要・不要**や**使用するサービスコード**が異なるので注意が必要。

○サービスコード・地域単価(請求時に使用)

藤沢市通所型サービスにおけるサービスコードはA5とA6を利用。**市外事業者**はこのサービスコード(A5・A6)により**1単位あたりの地域単価**が異なる。

※各種申請・届出の詳細、サービスコード表等については、藤沢市HPに随時掲載していく予定。

国保連への請求(サービスコード)について⑥

(2) 通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価) 国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A6			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2						
3	A7	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定	
4	A8						定額			

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

国保連への請求(サービスコード)について⑦

サービス種別	サービスコード
介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (みなし指定事業者)	A5
介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (平成27年4月以降の指定事業者)	A6

国保連への請求(サービスコード)について⑧

介護予防通所型サービス (A5)

みなし指定事業者・・A5コードを使用

(平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者)

→ **A5-1111**～

※**現行の介護予防通所介護と同内容。**

※**加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目ともに変わらない。**

※**地域単価は、事業所の所在地に応じた地域単価となる。**

サービスコード		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A5	1111	通所型サービス1	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1 日割	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2 日割	111	1日につき
:	:	:	:	:

国保連への請求(サービスコード)について⑨

介護予防通所型サービス (A6)

平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者

…A6コードを使用 → **A6-1111**～

※介護予防通所型サービスと同内容だが、事業所の開設年月日により区分。

※加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目ともに変わらない。

※**地域単価は、10.54円 (藤沢市の単価)**

(藤沢市内の事業所・藤沢市以外の事業所も共通の地域単価)

通所型サービス (独自) (平成27年4月以降に指定を受けた事業者)

サービスコード		サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A6	1111	通所型独自サービス1	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割	111	1日につき
:	:	:	:	: